

静岡大学知的財産ポリシー

静岡大学は、教育と研究を振興し、地域社会および国内外の問題を共有し共同して解決を図っていくための、知的財産に関する基本的考え方としてこの知的財産ポリシーを定めます。本ポリシーに基づき本学が有する知的財産の積極的な活用を図り、教育と研究の成果を社会に公開することを通して社会貢献の責任の一端を果たします。

1 知的財産の創造

本学は、信頼される知的財産を創造し、それを活用する事によって、新産業の創出や技術の革新を図り、社会から要請のある課題の解決に結びつく「イノベーション」となりうる成果が得られるよう努めます。

2 知的財産ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、本学の教職員、本学との間で研究成果又は発明等について何らかの契約を交わしている客員教員（寄附講座、寄附研究部門の教員を含む。）、ポスドク、学生、研究員、派遣職員、臨時職員であり、本ポリシー内で教職員等と表します。

3 知的財産の帰属

教職員等の創出した知的財産が、その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その知的財産を創造する行為が本学における教職員等の職務に属する場合、その知的財産を大学に帰属する知的財産権の対象とします。このように本学の教職員等の研究成果で創られた知的財産から生じる「特許権」、「実用新案権」、営業秘密である「ノウハウ」、「育成者権」、「データベース」、研究成果から得られた知的財産を含む有体物である「研究成果有体物」及び「回路配置利用権」を本学の帰属とします。

特別な場合、「意匠権」及び「商標権」を本学の帰属とする場合があります。なお、本学に帰属する知的財産権のうち、本学が承継しないもの等は、その創作者に返還します。

4 知的財産の活用

本学は、本学の知的財産を社会で役立てるためにその権利化と活用を行い、国内外で広く活用されるように努めます。このために、学外の産学官組織と連携する学内組織を強化し、技術移転機関などの協力と理解を得て、社会からの多様な知的財産に関連する研究への要請に適切に対応します。また、教育・研究の成果の具体化と本学が保有する知的財産

の活用のために静岡大学発として創業された大学発ベンチャーへの積極的支援を行います。

5 知的財産の還元

教職員等は、本学の知的財産が特許の実施権供与や譲渡による活用だけではなく、共同研究、受託研究、技術指導、あるいは研究成果有体物の貸与・譲渡など、多様な形態を通じた社会貢献により本学への還元がなされるよう努めます。本学は、これらの還元が、本学への社会からの信頼の証しとして捉え、その受け入れのための制度、規則と体制を設けて、知的財産の活用による収益の一部を、その創作者の教育研究活動へのインセンティブとします。

6 知的財産に関する教育

本学は、人智の長年の結集である特許法などの知的財産に関わる現代的ルールを遵守します。教職員等が知的財産権の創出・活用に積極的に関わることを奨励するとともに、教職員等は、知的財産について自らの啓発に努めます。また、本学は、本学で学ぶ者が知的財産に関する知識を得る機会を提供します。

7 知的財産のための組織と活動

本学は、知的財産戦略に係る重要事項の審議・決定機関として「イノベーション社会連携推進機構会議」を置きます。イノベーション社会連携推進機構会議の審議結果に基づき本学における知的財産の創出支援、これに係る権利の取得、管理及び活用を一元的に行います。

イノベーション社会連携推進機構では、知的財産権の権利行使のみを重視するのではなく、本ポリシーに基づき、本学及び連携相手との研究への支援活動として知的財産を取り扱います。また、学内外への知的財産に関する広報・啓発を行います。

8 本ポリシーに関連する規則など

本ポリシーに基づき「知的財産に関するガイドライン」を定めて、本学の知的財産に関する具体的な取り扱いを学内外に明らかにします。

教職員等の知的財産に関する学内規則として、本ポリシーに基づき「国立大学法人静岡大学職務発明規則」を定めます。